

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（都市再生緊急整備地域）
 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）
 第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

（都市再生緊急整備地域）
 第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）
 第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
神戸都心・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅前線、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

名称	地域
神戸三宮駅周辺・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅前線との交差点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されていない区域に限る。）に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町（神戸港港湾計画において埠頭

域 神戸都心 ・臨海地 (略)	名称 (略)	地 域 (略)	備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。 一〇九 (略) 十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 平成二十八年十月二日 十一〇 十五 (略) 十六 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日	、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されていない区域に限る。）に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町（一番に限る。）及び東川崎町一丁目（九番に限る。）の区域
	(略)			

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

（特定都市再生緊急整備地域）

臨海地域 神戸三宮 駅周辺・ (略)	名称 (略)	地 域 (略)	備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。 一〇九 (略) 十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域 平成二十八年十月二日 一一〇 十五 (略) (新設)	用地として定められた区域並びに一番（第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南の区域に限る。）及び四番を除く。）の区域
	(略)			

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

（特定都市再生緊急整備地域）

(略)	(略)
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸都心・臨海地域 平成二十八年十月二日</p> <p>五・六 (略)</p>	

(略)	(略)
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域 平成二十八年十月二日</p> <p>五・六 (略)</p>	